平成２３年（フ）第４６号
長野県飯田市山本6724番地13
破産者　北澤　和城
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１２６号
沼津市戸田1472番地の２
破産者　笹原　　東
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
静岡県沼津市戸田1597番地の４
破産者　笹原　幸江
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
静岡県駿東郡小山町竹之下3171番地
破産者　岩田　祐輔
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
滋賀県蒲生郡日野町松尾１丁目46番地
破産者　奥村　久範
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８１０１号
大阪府門真市五月田町９番15号、前住所大阪市城東区関目４丁目11番32―101号
破産者　上浪　敏弘
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０６号
大阪府大東市御領２―１―24、開始決定時の住民票上の住所大阪府大東市御領４丁目２番62号
破産者　尾本　直矢
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５９６号
大阪市城東区野江２丁目７番４号　城東野江アーバンコンフォート1102号、開始決定時の住所大阪市城東区新喜多東１丁目11番14号
破産者　川崎　正二
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５０３号
大阪市淀川区三国本町１丁目15番４―109号
破産者　福原　康治
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５９４号
大阪府八尾市西木の本４丁目１番地の１　市営大正住宅806号
破産者　西仲　利子
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２５９号
大阪市旭区清水４丁目３番５―513号、前住所大阪市旭区清水５丁目６番20号
破産者　ｈａｉｒｓ　Ａ，Ｃ，Ｔこと　北澤　秀介
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７１１号
大阪府吹田市古江台５丁目３番15―304号
破産者　野原　英二
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７５３号
大阪市西成区千本南２丁目８番５号　マンションアキラ301号
破産者　安藤　重樹
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８２５号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ17―404号
破産者　ＢＥ－ＦＲＥＥこと　川畑　和人
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８２９号
大阪市北区大淀南３丁目４番18号
破産者　山本　昭子
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６８号
大阪府羽曳野市はびきの６丁目５番16号
破産者　和田　昌子（旧姓豊永）
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
大阪府富田林市小金台２丁目５番10―202号
破産者　山本　幹郎
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９９号
堺市中区八田北町10番地31　４棟107号
破産者　松岡　　明
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８３４号
堺市堺区少林寺町東２丁１番26号　リラハイツⅡ301号
破産者　照林　大助
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係